

昭和二十六年十一月九日(金曜日)午後
二時開會

委員長	竹中 七郎君
理事	栗山 良夫君
委員	

國務大臣

資源庁炭政局長 中島 征帆君

○通商及び産業一般に関する調査の件
（石炭需給に関する件）

先ず輸出信用保險法の一部を改正する法律案を議題といたします。同法提出に當り政府當局の趣旨の説明を求めます。

○國勢大臣(高橋龍太郎君) 講和の成立に伴ひまして、本邦經濟の自立を達成いたさねばなりませんことは、今更言を待たないところでありますが、輪

を期したいものがある現状なのであります。このような資本財の輸出後その代金を回収するまでの間における買手の破産、支払義務滞滞のごとき信用危険を、保険制度によつて救済しようとするのが本改正法案の趣旨とするところでありまして、本改正法案において乙種保険として規定いたしましたものが、これであります。

なお、本改正法案におきまして甲種保険と呼称しておりますところの現行輸出信用保険におきましては、損害保険会社が直接輸出業者と保険契約を締結し、政府がこれを再保険するという方式を採用したしているのであります。が、新設する乙種保険制度におきまし

の石炭ストの経過並びに今後の見通し。二、スト解決のためにとつた政府当局の措置。三、石炭ストによる減産の程度。四、石炭減産による産業部門に対する影響度。五、石炭スト長期化した場合、需給調整のためにとる政府当局の措置。以上につきまして政府当局の御説明を願いたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) 今月七日から入つております第二次スト前後の頃から現在までの大体の経過を申し上げます、今日におきます今後の見通しを申し上げますという、十一月二日にこの交渉問題が停頓いたしましたので、労働大臣から中山中労委員長に自主的な斡旋方をお願いいたしました、

を基準にしまして労使双方で自主的に解決を図つて参りたい、こういうことになつたのであります。この千九百五十円の数字を中心にいたしまして、双方で団体交渉に入つたわけでありましたが、これを経営者のほうは、この基準をそこまで近付くというふうな意味にとり、又労働者のほうは、これは最低であるというふうな意味にとりまして、その間にかなり開きが有りましたが、結局において意見の一致を見ませんで、五日から……、先ほど七日からと申上げましたが、五日から七日までの七十二時間ストに突入したわけでありまして。その間におきまして、炭労働側からも賃金の要求の案

現行輸出信用保険法は、昭和二十五年三月三十一日に施行せられ、同年六月より輸出信用保険の引受を行い、最近における緊迫した国際情勢の下にありまして、輸出取引に伴う為替制限、戦争等の非常危機に基く不測の損

ては、買手側の信用調査、保険引受の可否の審査等を、政府が直接責任を以て行う必要があります。関係上、保険契約締結損失査定等一連の保険業務をすべて政府が直接取扱うこととしたしております。

二日に中山委員長は双方に對しまして何らか自分の斡旋案を出したいがどうかというような申出をいたしましたところ、経営者側はこれを受諾いたしました。したが、労働者側は翌日部内の会議を開きまして、漸くこの提議を受けるとい

を又更に出しまして、経営者側の坑内五百二十円に対して五百七十円という案で以て要求を継続しております。その後なか／＼この間の妥協が付かなかつたのであります。で、一昨七日に關係方面のほうで双方の呼出しがござい

失を救済し、輸出振興上少なからざる効果を収めて参つたのであります。併しながら、先に述べました資本財の

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長（竹中七郎君） 只今説明のあ

いうことに意見を決定したわけであり
ます。それにつきましては、二、三の
条件が付いておりますが、これは省略

いまして、速かに争議の解決を図るよう
うにという申入れがございました。
それぐさういうつもりで努力をして

輸出につきましては、輸出貨物の引渡後長期に亘つて代金の全部又は一部の支払が延期される特殊決済方式がとられるのが通例でありまして、買手側に資金が乏しく、売込について各国間に激甚な競争が行われている現状にお

りました法案の審議はまだ予備審査の段階でありますので、次回に譲ることになったしまして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長〔竹中七郎君〕 御異議ないものと認めます。

て、十一月四日の七時四十分に中山委
員長が現在までに各社から出されてお
りました増額案、大体七月乃至九月の
実績を基礎といたしまして、三井、三
菱の試合に千二百五十円の増収を図る

おるといふ程度の回答をして引上げなわけでありますが、更に昨日も又両方を呼びまして、速かにこの交渉に入れと、それで交渉の経過を逐次報告しるというふうな話もありまして、現在、昨日の晩から交渉を継続中でありま

きましている。このような特殊決済方式によつて買手側に長期の信用を供与しなければ、東南アジア、又は南米諸国等に対するプラント輸出の促進は実効

○委員長（竹中七郎君） 次に石炭需給
左の諸点について一応政府当局からの
説明を求めたいと存じます。一、今回

たのでありますが、それに七百円をプラスいたしました千九百五十円の増加というふうな案を出されて、これ

たしますけれども、現在までの状況ではすでに常盤炭鉱が坑内五百五十円という線まで収結いたしましたしてストを

中止いたしましたが、九州方面でも経営者側の案も出ております。その間の事情から見通しを付けますというのと、大体今明日中には解決し得るのじやないかというふうな段階に至つておるわけでありませう。私どもは是非とも明日のストに入る前に片付けてもらいたいという希望を持っておりますが、これはなお今夜の交渉の経過如何によるということになるかと思つております。これに關連いたしましたして、どの程度までは現在までに減産し、又それが如何に各産業に対して影響を与えるかというところにつきまして申上げますというところ、今日までの、九日までの減産数量を推定いたしますと、總額で五十四万九千トン、約五十五万トンの減産になります。それから更に明日から第三回目のストに入りますと、一日で約十一万五千トンほどの減産になりまして、これが累加されて行くわけでありませう。今日までの五十五万トンの減産の影響というものは、現在現われておりますのは、それほど顯著ではございませんけれども、たま／＼十月の出炭が予定の四千五百万トンの計画に対して約十八万トンの増産を來たしてあります。従つて第一回のスト、三十一日及び一日の二日分と、それに続く二日ほどの九州の電力スト、この分だけに相當する程度のものは、十月分の増産で一応計算上はカバーされたというふうな恰好になつております。それを仮に差し引きますというところ、三十七万トン程度が現在四千五百万トン計画に對する穴となつております。御承知のように九月までの全国の出炭状況は殆んど四千五百万トンペースに對しまして一〇〇％に近付いておりま

すので、今度のスト分の影響だけを減産すると思つていいわけでありませうが、大体三十七万トンぐらゐになつておる。で、これが今後逐次影響を現わして来るわけでありませうが、第一回のストが、たゞ／＼その先月分の増産分でカバーされたというわけでありませうかどうですか、二日分の減産の影響というものは急激には今日までのところ未だに現われておらんのであります。で、私どもの心配いたしましたのは、七日までで終つた三日間のストライキがいつ頃どういふ方面に現われて来るかという点であります。これは山から需要地に参りますのに、九州から関西方面に持つて来る場合には三、四日でありませう。北海道からこちらに参りますときには約一週間かかりますので、従つて四日、五日以後のストのものが今明日からあと四、五日かけて出て来る。こういうふうなことになるかと思つております。勿論その間に各需要工場等で貯炭を持つておられますので、本場に工場の運転に差支えが出て来るのは更にその貯炭分だけ先に延びるわけでありませうが、現在入炭状況は、今日までのところはまだ関西方面の電力にいたしまして、この東京のガス用炭にいたしまして、大体順調に來ております。いつこれがスト中の穴がはつたり出て来るかという点が問題だと思つております。で、私どもは現在までのところは、特に電力用炭を中心としたしまして、この優先出荷と申しますか、そういう措置について關係業者の協力を求めておりますが、その關係から電力用炭は比較的改良されつつあります。現在大さつばな貯炭の傾向を申上げますと、電気が東

京、大阪が比較的少いほうであります。約十日分から十一日分、その他のところは二週間分以上ございませう。九州は若干減つておりますが、一週間分程度になつておりますけれども、これもすつと以前からこの程度を維持しておるわけでありませう。そういうわけで電力は一時に比べて維持日数は比較的増えておるといふ状況にございませうが、ガス關係が割合に貯炭が少うございまして、東京が今日のところ、約四日分程度であります。大阪も大体その程度であります。但しあと数日間には配船の計画がございまして、数日間にはまだ今までの影響は現われなつております。それからその他の産業は比較的貯炭を持つておりまして、大体まあ普通が二週間から二十日、多いところは一月以上もございませう。そのうちで最も少いのがセメント關係の工場にございまして、数工場の貯炭を調べますというところ、高低はございませうけれども、大体五日分前後というふうになつております。場所によつてはセメントあたりはかなり電力用炭と競合いたしますので、窮乏になるところが出て来るのではないかと。これはまあ特にこれからは気を付けなければならぬ点だと思つております。それからガス用炭につきましては、これが切れますというところ、今の維持に早速支障を來たします。又一般の家庭燃料もこれは特に大都市におきましては根元でありますので、非常に影響力が大いわけでありませうが、従つて仮にストが中止いたしました場合には、ガス用炭、これは東京におきましては、日に毎日三千トンも焚くというふうな大きな数量で

ございませうので、ほかの方面からこれを持つて來て埋めるということとはなかなか簡単に行かんわけにございませう。対策をいたしましては、従つて現在附近にありませう例へば鉄鋼用の工場にございませう原料炭を一時借りたとか、或いはガス工場できましてコークスを多量にガスに変換することによりまして、多少カロリーの落ちますけれども、これとで以て繋いで行くというところ以外にはないわけでありませう。結局最終的にはストが解決して全体が操業したときに、各炭坑に對しまして、こういつたような方面に對する最優先的な出荷で以て従来の穴を埋めてもらうというところをやる以外にはないかと思ひます。それから更に全般的にこれが長期のストの影響が及んで來まして、逼迫が非常に深刻になりました場合にどうするかというところでありませうが、一応の我々の見解を申上げますというところ、この影響が急激に來ました場合には、実は例へば全面統制というふうなことが一応問題になるわけでありませうけれども、そういうことをやる機構も人手も資料も直ちに間に合はないわけでありませう。従つてそういう場合には殆んど対策はなしというところを言わざるを得ない。ただ現状程度で収まれば、それにしても数十万トンの減産がありませうので、その影響は逐次出て来るわけでありませうが、その影響の最もひどい、又一般に影響するところの最も大きい部分に對しまして、逐次優先配給等の手を打ちまして、だん／＼これをまあ小さな範囲内で収めて行くように進めたい、こういうふうな考へるわけでありませう。併しながらこの穴が大きけれ

ば大きいほど、最重要産業に對する優先配給をした結果は、更にその次順位の産業に影響しますし、そうすると、そこまで手を伸ばし、更にその次に及ぶというところで、だん／＼これは又深く政府の干渉というものが並ぶが、そういうふうな統制措置というものが法的にせよ、或いは実質的な方策に委ねるにせよ、だん／＼ひどくなりませうことは、決して結果において完全なものを望むわけには参りませう。又いづれにいたしましても、減産そのものは影響というものを如何に統制して完全なものでありまして、少いものを少ないがらに如何に大体の調和を破らないで使うかということでありませうので、非常にむづかしいことにならうかと思つております。従つてそういう場合にはやはり輸入でありませうとか、代用燃料でありませうとか、そういうものを考へなければならぬけれども、これも急速に参らないというところでありませう。この際一層ストというものが大きくなり、且つ減産の数量が激しくなりませうというところ、現状直ちに如何ともしがたいような事態が來ないとも限らないというところを、ただ先ほど申し上げたわけでありませう。ただ先ほど申し上げたように、昨日、今日におきまして、比較的交渉が近付き、且つ進んでおりますので、恐らくは第三波に一時入りまして、これが更に継続するということとでなくして、解決するということを我々は希望しておるわけでありませう。○委員長(竹中七郎君) 只今の政府の説明に對しまして御質問のあるかたはどうぞ……。

○栗山良夫君 今ストライキの問題になつておる賃金ベースの内容につきまして、もう少し詳しくお聞かせ願えないでしょうか。実は甚だ不勉強でその内容をよく知らないものですから、わかつておる程度で結構ですから、御発表を願いたいと思います。現行がどうなつておつて、今度の要求がどういう工合になつておるのか、その間をお願ひしたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) 各社によりまして賃金のベースも、又その構成もいろいろ違つておりますので、具体的な社名を申しましても何ですが、一つの例を引いて御説明を申上げたいと思ひます。三井鉱山の場合は、現行賃金が坑内四百五十九円、坑外二百七十七円、こういうことになつております。これに對しまして、当初会社が出された第一次案乃至第二次案というものが、坑内五百円、坑外五百三十円という案であります。これを大体基準にいたしまして、他の会社もそれ／＼それに相當する第二次案なり、第三次案を出されておる、この現在の四百五十九円は三井鉱山のベースは大体これの下に各社とも近付いておりまして、その大した開きはないことをお答へしておきますが、これによりまして、大体私の聞るところによりまして、全体の平均で坑内外平均月収が税込で一万二千円程度になるということでありまして、それに對する中山案なるものは、それに千九百五十円増すということでありまして、約二千円増の平均月収一万四千円ということになるわけでありまして、坑内に対しては一万五千乃至六千円、坑外で一万一千四百円ということになるわけでありまして、そ

ういうふうな案が今出されておる、これを基準にして各社交渉しておるわけでありまして、先ほど申上げましたように、経営者のほうから出された現在までの案は、最終案が五千七百三十四円、炭労側の要求が坑内五百七十円、坑外五十円の開きがあるということになります。これに對しまして、一昨日妥結いたしました常盤炭坑の場合が坑内五百五十四円ということにきまつておりまして、丁度その中間に、中間よりも少し炭労のほうの要求に近いところで妥結したと、こういうことであります。又九州方面も、それよりも若干下廻つた案が経営者のほうから出されたということも聞いております。そこら辺に比較的話具体的な手がかりが出て来たということが言えるかと思ひます。

○西田隆男君 中島さんにお伺ひしますが、資源庁と申しますか、通産省と言ひますか、政府ではストが長く続いたら、臨時物資需給調整法の出荷命令を出す準備をしておられるという新聞の報道になつておるのですが、実際にそういうことを考えておられるかどうか。

○政府委員(中島征帆君) 事実私どもはそういうような準備もいたしております。これはどういふことを予想しての準備かと申しますと、現在関係者の自主的な斡旋による適正配炭ということに主眼をおきまして、各現地で資源局も参加いたしまして、その日暮しを續けておるわけでありまして、今日まで十月の初めからの成績を見ますと、いと、必ずしも完全とは言へませんが、比較的成績を挙げ得たと考へておるわけでありまして、從つて今後

も急速に大きな影響が来ない限りは、こいつたような自主的な斡旋によつて相當程度の重点配給ができると我々は信じておりますし、又関係の業者のかた／＼の御意見も、例えば電力でありますとか、ガス、鉄道或いは進駐軍といったような重点需要に對しましては、これは相當需要の方面はむしろ官庁よりはよくわかつておるから、そういう方面を困らせるようなことはしないとはつきり言つておりますし、たゞそれ／＼と非常の影響が大きくなるなり、又石炭業者のほうはそういうような措置で、仮に別の需要家に振向けする予定であつたというものを電氣その他に変更しようとしたとしても、当初の仕向け先の需要家がどうしても青んじない、而も貯炭等から言つて必ずしもそれを必要としないというやうな場合には、これはむしろ出荷命令で出してもらつたほうが協力もしやすいということになりまして、そういう場合には出荷命令を出すということも考へております。それから更に今一歩進めまして、石炭販売業者乃至生産業者でありますか、そちらのほうの側といたしまして、やはり従来の得意関係その他がいろいろ、相當なことはいたしまして、もう一歩踏み切つて問題をほかの方面にかけて参るといふことについては一応の限界がござりますので、その限界を超える段階に参りますという、やはり政府の責任とも考へられますので、そういう事態が来たときにはいづれもそれに対応して命令等の措置をなし得るということである／＼準備をいたしております。

準備と申しまして、具体的な数字等につぎましては、その段階に入りまして初めて出て来る問題であります。現在のところは物調法に基きまして出荷先の変更等の命令を出す場合には、一応それ／＼の御意見も、例えば電力でありますとか、ガス、鉄道或いは進駐軍といったような重点需要に對しましては、これは相當需要の方面はむしろ官庁よりはよくわかつておるから、そういう方面を困らせるようなことはしないとはつきり言つておりますし、たゞそれ／＼と非常の影響が大きくなるなり、又石炭業者のほうはそういうような措置で、仮に別の需要家に振向けする予定であつたというものを電氣その他に変更しようとしたとしても、当初の仕向け先の需要家がどうしても青んじない、而も貯炭等から言つて必ずしもそれを必要としないというやうな場合には、これはむしろ出荷命令で出してもらつたほうが協力もしやすいということになりまして、そういう場合には出荷命令を出すということも考へております。それから更に今一歩進めまして、石炭販売業者乃至生産業者でありますか、そちらのほうの側といたしまして、やはり従来の得意関係その他がいろいろ、相當なことはいたしまして、もう一歩踏み切つて問題をほかの方面にかけて参るといふことについては一応の限界がござりますので、その限界を超える段階に参りますという、やはり政府の責任とも考へられますので、そういう事態が来たときにはいづれもそれに対応して命令等の措置をなし得るということである／＼準備をいたしております。

○西田隆男君 中島さんにお伺ひしますが、資源庁と申しますか、通産省と言ひますか、政府ではストが長く続いたら、臨時物資需給調整法の出荷命令を出す準備をしておられるという新聞の報道になつておるのですが、実際にそういうことを考えておられるかどうか。

○政府委員(中島征帆君) 事実私どもはそういうような準備もいたしております。これはどういふことを予想しての準備かと申しますと、現在関係者の自主的な斡旋による適正配炭ということに主眼をおきまして、各現地で資源局も参加いたしまして、その日暮しを續けておるわけでありまして、今日まで十月の初めからの成績を見ますと、いと、必ずしも完全とは言へませんが、比較的成績を挙げ得たと考へておるわけでありまして、從つて今後

も急速に大きな影響が来ない限りは、こいつたような自主的な斡旋によつて相當程度の重点配給ができると我々は信じておりますし、又関係の業者のかた／＼の御意見も、例えば電力でありますとか、ガス、鉄道或いは進駐軍といったような重点需要に對しましては、これは相當需要の方面はむしろ官庁よりはよくわかつておるから、そういう方面を困らせるようなことはしないとはつきり言つておりますし、たゞそれ／＼と非常の影響が大きくなるなり、又石炭業者のほうはそういうような措置で、仮に別の需要家に振向けする予定であつたというものを電氣その他に変更しようとしたとしても、当初の仕向け先の需要家がどうしても青んじない、而も貯炭等から言つて必ずしもそれを必要としないというやうな場合には、これはむしろ出荷命令で出してもらつたほうが協力もしやすいということになりまして、そういう場合には出荷命令を出すということも考へております。それから更に今一歩進めまして、石炭販売業者乃至生産業者でありますか、そちらのほうの側といたしまして、やはり従来の得意関係その他がいろいろ、相當なことはいたしまして、もう一歩踏み切つて問題をほかの方面にかけて参るといふことについては一応の限界がござりますので、その限界を超える段階に参りますという、やはり政府の責任とも考へられますので、そういう事態が来たときにはいづれもそれに対応して命令等の措置をなし得るということである／＼準備をいたしております。

準備と申しまして、具体的な数字等につぎましては、その段階に入りまして初めて出て来る問題であります。現在のところは物調法に基きまして出荷先の変更等の命令を出す場合には、一応それ／＼の御意見も、例えば電力でありますとか、ガス、鉄道或いは進駐軍といったような重点需要に對しましては、これは相當需要の方面はむしろ官庁よりはよくわかつておるから、そういう方面を困らせるようなことはしないとはつきり言つておりますし、たゞそれ／＼と非常の影響が大きくなるなり、又石炭業者のほうはそういうような措置で、仮に別の需要家に振向けする予定であつたというものを電氣その他に変更しようとしたとしても、当初の仕向け先の需要家がどうしても青んじない、而も貯炭等から言つて必ずしもそれを必要としないというやうな場合には、これはむしろ出荷命令で出してもらつたほうが協力もしやすいということになりまして、そういう場合には出荷命令を出すということも考へております。それから更に今一歩進めまして、石炭販売業者乃至生産業者でありますか、そちらのほうの側といたしまして、やはり従来の得意関係その他がいろいろ、相當なことはいたしまして、もう一歩踏み切つて問題をほかの方面にかけて参るといふことについては一応の限界がござりますので、その限界を超える段階に参りますという、やはり政府の責任とも考へられますので、そういう事態が来たときにはいづれもそれに対応して命令等の措置をなし得るということである／＼準備をいたしております。

○西田隆男君 今局長の御説明の、この日本の石炭を使用する各産業の貯炭というものは、資源庁でも少し詳細に現在の状態を調べられて当委員会に資料を出して頂きたいと思ひます。

四下ルから五下ルくらい、およそその見当と記憶しております。

○油井賢太郎君 日本この石炭ストに關連して輸入を変更するというようなことはやらないのですか。

○政府委員(中島征帆君) 只今申しました輸入契約は、これは九月、十月の電力危機に際しまして、その対策に特に輸入を増加したわけでありまして、これについても電力危機のほかに、石炭そのものが不足を考へられておりますので、一層できるだけこの際輸入を図つたらどうかというように、これも相談したわけでございますけれども、輸出の事情等からいたしまして、これを急にこれ以上更に大幅に殖やすという事は非常にむずかしいというふうな見通しであります。従つて仮に電力その他のために石炭の供給が減少いたしましたも、それをカバーするために輸入を急に殖やすということとはちよつと困難ではないかと思つております。

○油井賢太郎君 まあ満洲炭とか、開港炭、あいつたような近い所の石炭を輸入するという計画は全然ないのですか。

○政府委員(中島征帆君) これは見通しが付けば、むしろ仏印、満洲方面の炭を入れるのでございすけれども、これは交換物資の關係その他の事情から、今のところはちよつと見込が立たないのではありません。

○中川以良君 ソ連からの売込があるようですが、この点はどうか。

○政府委員(中島征帆君) ソ連のほうの話は私も正式には聞いておりませんが、一、二年前に、やはり樺太炭が入つて来ておつて、これは主としてガ

ス用炭、に廻つていたと思いますが、原料炭でございすけれども、入れたところが、割合にこの灰分が多くて品質が悪いために非常に使いにくかつたというふうな聞いております。ガス乃至はカーバイド方面に使つた、従つて今後入るものの品質が余りに悪いものであるという、需要家のほうでも歡迎いたしませんので、品質と値段の点では十分検討する必要があるかと思つておりますが、併しこの際でありますから、そういう点を十分考慮の上で、差支えないものであるならば、むしろ入れたほうがよいというふうな考へております。只今私は一、二年前と申しましたが、御訂正申上げますが、当初、今年度も五万トンの樺太炭の輸出の申入があつたそうですが、これは積出資金の關係で話合ひが付きませんので、これは今年の初めだつたと思ひますが、そういうふうになつた経緯があります。

○中川以良君 今の樺太炭のソ連からの輸出の申入があつたわけですか。

○政府委員(中島征帆君) 最近にはそういうふうな話は直接聞いておりませんが、

○中川以良君 その話は中絶していま

○政府委員(中島征帆君) 前の五万ト

ン分は中絶していま

○油井賢太郎君 今のに關連して、そ

ういふのは政府輸入になるのですか、

民間輸入で行つてゐるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 民間の輸入で行つております。

○委員長(竹中七郎君) 他にありませ

それでは委員会はこれで散會いたします。

午後二時四十九分散會

十一月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、輸出信用保險法の一部を改正する法律案

輸出信用保險法の一部を改正する法律案

輸出信用保險法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政府が再保險を行うことにより、」を削る。

第二条の見出しを「甲種保險」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第三条の前の見出しを削り、同条中「輸出信用保險」を「政府が再保險を引き受ける輸出信用保險」に改め、「損害保險」の下に「以下「甲種保險」という。」を加える。

第四条第一項中「輸出信用保險」を「甲種保險」に、同条第二項中「輸出信用保險」を「甲種保險」に、「その契約」を「保險契約」に、同条第三項中「輸出信用保險契約」を「保險契約」に改める。

第五条中「輸出信用保險」を「甲種保險」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(乙種保險)
第五条の二 政府は、輸出者が、輸出契約に基いて政令で定める貨物

を輸出した場合において、左の各号の一に該当する事由によつて当該輸出貨物の代金を回収することができないことにより受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く)を、てん補する輸出信用保險(以下「乙種保險」という。)を引き受けることができる。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 仕向国における戦争、革命又は内乱

三 前三号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

四 輸出契約の相手方の破産

五 輸出契約の相手方の六箇月以上の債務の履行遅滞(輸出者の責に帰することができないものに限る。)

2 政府は、保險契約の申込を承諾したときは、保險証券を作成し、保險契約者に交付する。

3 政府は、一會計年度内に引き受ける乙種保險の保險金額の總額が国会の議決を経た金額をこえない範圍内において、乙種保險を引き受けるものとする。

第五条の三 乙種保險においては、輸出契約に基く輸出貨物の代金(二以上の時期に分割して代金の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金の部分。以下同じ。)の額を保險価額とする。

2 乙種保險の保險金額が保險価額に百分の八十の範圍内において政

令で定める割合を乘じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保險契約は、無効とする。

第五条の四 乙種保險において政府がてん補すべき額は、保險価額のうち第五条の二第一項各号の一に該当する事由により輸出者が決済期(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期後六箇月を経過した時。以下同じ。)までに回収することができない代金の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保險金額の保險価額に対する割合を乘じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 決済期後に回収した金額

第五条の五 政府は、乙種保險の保險契約者、被保險者又は保險金を受け取るべき者が保險契約の条項に違反したときは、保險金の全部若しくは一部を支払わず、又は保險金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(保險料率)

第五条の六 甲種保險の再保險及び乙種保險の保險料率は、政府の支払う保險金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償ふように、政令で定める。

第六条第一項中「保險会社は、再保險契約に基いて」を「保險会社又は乙種保險の被保險者若しくは保險金を受け取るべき者は、」に、「第二条第四項」を「第二条第三項又は第五条の五」に、同条第三項中「保險会社」を

五

「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者に改める。」

附 則

この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

昭和二十六年十二月十八日印刷

昭和二十六年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所